

裁 決 書

審査請求人

[Redacted]

同代理人弁護士

[Redacted]

処分庁

[Redacted]

審査請求人が平成29年5月22日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成29年2月24日付けで行った保護変更決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成23年11月24日付けで、請求人に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、平成27年2月9日、請求人がグループホームへ入居したため、同日付けで、請求人の単身世帯として保護を開始した。
- 3 請求人は、障害年金の受給資格を得たため、平成28年7月分から同年11月の

年金を平成29年1月13日に一括受給し、同年2月15日に定例支給分（平成28年12月分及び平成29年1月分）を受給した。

- 4 処分庁は、請求人が受給した年金収入について、平成28年9月分から同年12月分の年金収入を同年11月分から平成29年2月分の保護費にそれぞれ収入充当する保護変更決定処分（以下「本件決定」という。）を行い、同年2月24日付けで通知した。

また、処分庁は、収入認定できなかった平成28年7月分及び同年8月分の年金収入について、法第63条による費用返還決定処分を行った。

- 5 請求人は、平成29年5月22日、大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

ア 処分庁は、請求人に対し、平成29年1月13日に支給された障害年金32万5040円を、遡って収入と認定したうえ、平成29年2月20日付にて、平成28年7月から8月分の年金相当額13万16円の返還を決定しただけでなく、平成29年2月24日付にて、平成29年3月以降の生活保護の支給をゼロとする変更決定を行なった。

イ しかしながら、請求人は、本件決定の前に平成29年1月26日付にて自立更生計画届出書を相手方に提出して、支給された年金のうち20万円について、自立更生に必要な物品を購入するために支出させて欲しい旨届け出していた。

請求人は、平成27年2月1日に、グループホームに入所して、親元を離れて生活するようになったが、その際、自立に必要な家具・家電等を購入することができていなかったからである。

ウ そもそも、請求人は、生来、知的な障害を有しているが、支援学校を卒業するに際し、親元から離れ、グループホームへ入所する運びとなったのは、もともと親世帯が長らく生活保護受給していたところ、請求人が深夜まで帰宅しない状況となり触法行為が現れ、請求人に自立を促すためであった。

そして、請求人が、平成28年6月25日に成人したのを機に、障害年金を支給申請したことで支給されたのが、今回、収入と認定された年金である。

エ 代理人は、平成28年12月16日、自らを成年後見人の候補に立て、請求人の後見開始を代理人として申し立て、今回の自立更生計画の届出についても援助し、自立更生のための物品を購入できることを、請求人の自立の糧にしようと目論んでいたが、本件決定により、それも水泡に帰した。

それだけでなく、その間に、請求人は、グループホームに嫌気がさし、結局、退所して、もとの親世帯に戻ってしまった。

現在、親世帯には、請求人の母（以下「母」という。）といずれも未成年の実妹三人がおり、実妹らも知的な障害を有しており、それだけでなく、母は請求人と世帯を同じくすることで、請求人に支給される年金を当てにして生活するようになってきており、到底、請求人に自立を促すことができる状況になく、早晩、深夜出歩く状況に陥りかねない。

オ 以上から明らかなように、本件各決定は、明らかに請求人の自立更生を妨げるものであり、憲法第13条・第25条1項および法第3条・第12条に違反する違法・不当なものであるから、直ちに取消されるよう本審査請求に及んだ次第である。

(2) 審理員が平成29年8月22日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 処分庁は、「自立更生のために使われるもの」については収入認定から除外されると述べながら、今回、請求人が受給した基礎年金は、厚生労働省が通知により例示する「自立更生を目的として恵与される金銭」ではないから、収入認定を行ったものであると弁明する。

しかしながら、この通知は、例示する金銭以外を「自立更生を目的として恵与される金銭」から排除するものではないはずである。

イ 既に前記(1)で述べたとおり、今回の基礎年金は、請求人が初めて受給した年金であり、知的な障害があり、親元では問題行動も発生していた、請求人にとっては、親元から離れて自立して生活するために必要不可欠な家財等を購入する資金とすべく計画を立てていたものであり、そのことは予め生活保護の担当者に計画書を提出することによって伝えていたのに、それを無視して、受給直後に収入認定して年金を取り上げたことは、請求人の自立更生にとって甚だ支障となっている。

ウ 現に、請求人は、一旦は、グループホームから親元に戻ったが、その結果、却って、親元的生活保護の受給額が減少し、母も請求人の年金を当てにする生活に陥り、結局、親元での生活は破綻してしまい、請求人は、就労支援事業所で知り合った知人の家に居続ける日々が続いており、請求人にかかる各支援機関は、一から請求人の生活を立て直すための協議をしなければならない状況に迫られている。

エ 以上からすれば、本件決定は、請求人に知的な障害があることに、何ら配慮なくなされたことで、請求人を窮地に追い込み、最低生活すらできない状況を出させたのであるから、障害者に合理的な配慮を求める憲法第14条およびすべての国民に最低生活を保障する憲法第25条に反するものである。

(3) 審理員が平成30年1月9日に受理した請求人の反論補充書には、次の趣旨の記載がある。

ア 支援の経過

(ア) 平成28年2月15日、なかなかグループホームに定着できない請求人の今後の生活について、請求人や母が出席した関係機関間の会議において、「母と関わることによって請求人の金銭を搾取されたり、生活習慣が乱れてしまうため、今後の請求人が自立して生活するためにも母と切り離れた生活ができるようにするため」として、「母はGH（グループホーム）に来ないこと」が「母への約束」とされており、処分庁は、請求人にとって母から自立したグループホームでの生活が重要であることを、十分、認識していた。

このことは、平成28年2月17日の支援者だけの会議においても、支援の方向性として、「請求人の自立のためにも自立の阻害要因で悪影響を及ぼしてしまう母とは生活を切り離していく」と確認していることから、明白である。

(イ) 以後、母との生活を切り離していくとの方針を前提に、障害年金の申請と成年後見の申立が進められたが、一時、グループホームの規則に違反して外泊を繰り返す請求人について、障害者支援施設への入所も検討されたものの、平成28年8月31日のサービス担当者会議においては、請求人の「①今後もグループホームで生活したい、②就職したい、③成人式で着物を着たい。結婚資金を貯めたい」との希望を優先して、支援目標が設定されている。

(ウ) 一方で、平成28年10月17日のケース会議では、発達検査の結果、請求人の特性として、「6歳半程度の発達であり、重度に近い中度であり、耳からの情報より目で見て理解しやすいため、文字を使わない絵や写真による説明で理

解を得やすい」との認識も共有された。

(エ) さらに、平成28年11月9日のケース会議では、無断外泊の対応として、罰則として外出を禁止し、母宅への外泊を認めず、外出したらグループホームに戻ることを徹底することが確認されている。

(オ) 以上の経過からすれば、請求人の支援の方向性として、自立の阻害要因となる母から切り離し、グループホームへの定着を目指していたことは明らかで、そのことは処分庁においても十分に認識していたことである。しかも、その一方策として、支給が見込める障害年金の管理を後見人に委ねることも確認されていた。

イ 合理的配慮義務違反

(ア) 障害者差別解消法第7条2項は、行政機関に対し、その事務を行うにあたり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を義務づけている。

大阪府は、これを受け、条例・規則を定めると共に、ガイドラインを示して、市町村だけでなく民間事業者や府民に対しても、具体的な場面における合理的な配慮を促している。

そうだとすれば、処分庁は、住民の最低生活の保障を実践する第一線機関であるから、受給者たちの中には障害を有する者が少なからずいることは自明のことであり、その支給事務の過程において、障害を有する受給者に対して、その特性に応じた合理的な配慮をしなければならない義務を負っている。

(イ) 代理人は、支援者らの意向を受け、後見申立を進める過程において、請求人への支援方針を了解し、遡及して支給される30万円余りの障害年金のうち、請求人の希望に沿った支出に充てるべく、請求人やグループホームの職員と話し合い、自立更生に必要な什器等をリストアップして、計20万円の物品を購入する計画書を提出した。

代理人は、この計画を虐待傾向のある母から請求人を切り離してグループホームの生活に定着させるうえにおいて必要不可欠なものと位置づけ、また、これにより言葉だけでは理解しづらい請求人に後見が開始されたことを実感してもらって、請求人と代理人との信頼関係構築の第一歩とするべく立案したものであった。

(ウ) にもかかわらず、処分庁は、請求人の特性に何ら配慮しないまま、また、関

係機関間において確認されていた支援方針を一顧だにしないで、平成29年1月13日に支給された遡及年金合計32万5040円のうち、平成28年9月から11月の3か月分の年金計19万5024円を当然の如くに収入と認定してしまい、それに相応する保護費の支給を停止した。それだけでなく、平成28年7月から8月分の年金計13万16円については、収入認定できなかったからと法第63条により返還すら求めている。

その結果、請求人は母宅へ戻ることを希望するようになりグループホームから退居してしまい、事態はこれまでの支援方針とは全く相反する方向へ動いてしまって、その後、請求人の生活が甚だしく乱れたことは言うまでもない。

(エ) この間、処分庁は、請求人に関する支援機関と幾度となく会議を重ね、請求人の自立のためには、母と切り離すことが重要であること、母宅へ戻れば請求人が搾取されることを熟知していたにもかかわらず、母と切り離してグループホームへの定着を図るために代理人が請求人の希望に沿って立てた自立更生の計画を、何のためらいもなく切り捨てたことは、二重の意味において「重大な瑕疵」がある。

すなわち、一つは、言葉では理解しづらい障害に対する配慮を欠いているということ、二つには、障害を有する当事者の支援チームの一機関でありながら、関係機関間において決定されていた支援方針に背いて、それまでの支援を全く無にしてしまったということである。

(オ) 既に述べたが、障害年金が障害を有する当事者の自立の一助として支給されることは言うまでもないことであり、厚労省の通知にいう「自立更生を目的として恵与される金銭」としての性質を有しており、国民の最低生活の保障を第一線で担う処分庁が、本件遡及年金を「自立更生を目的として恵与される金銭」から排除する理由はないのに、請求人の障害特性を何ら考慮しないで、また、請求人への支援方針を熟知しながらそれに背く決定することは、障害者への合理的配慮を求める障害者差別禁止法第7条2項に違反することは明白である。

(4) 請求人から提出のあった証拠書類には次の記載がある。

ア 平成29年1月6日付けの年金支払通知書には、「平成29年1月の支払額 325,040円、平成29年2月の支払額 130,018円、平成29年4月の支払額 130,016円」との記載がある。

イ 平成29年1月26日付けの自立更生計画届出書には、「私は、支援学校を卒業した後、平成27年2月1日に、グループホームに入所して、親元から離れましたが、その際、自立に必要な家具・家電等を購入することができませんでした、

平成28年6月25日、20歳となり、障害年金を申請したところ、平成29年1月13日、それまでの年金分として32万5040円が支給されました。そこで、今般、自立更生に必要な物品として、下記のとおり購入したく計画しましたので、その旨届け出ます。1 テレビ 5万円、2 テレビ台 1万円、3 収納タンス 3万円、4 布団・毛布 2万円、5 衣類 2万円、6 カーテン 1万円、7 絨毯 1万円、8 成人記念写真費用 5万円」との記載がある。

ウ 平成29年2月24日付けの本件決定通知書には、「保護を変更した理由 請求人の障害基礎年金2級の認定による。過支給は65,008円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。平成29年3月分に45,071円収入充当します。平成29年4月分に19,937円収入充当します。」との記載がある。

エ 平成29年2月24日付けの本件決定通知書には、「保護を変更した理由 請求人の障害基礎年金2級の認定による。過支給は65,008円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。平成29年4月分に16,000円収入充当します。平成29年5月分に36,000円収入充当します。平成29年6月分に13,008円収入充当します。」との記載がある。

オ 平成29年2月24日付けの本件決定通知書には、「保護を変更した理由 請求人の障害基礎年金2級の認定による。過支給は47,478円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。平成29年6月分に23,744円収入充当します。平成29年7月分に23,734円収入充当します。」との記載がある。

カ 平成29年2月24日付けの本件決定通知書には、「保護を変更した理由 請求人の障害基礎年金2級の認定による。過支給は47,479円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。平成29年7月分に12,266円収入充当します。平成29年8月分に35,213円収入充当します。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成29年7月26日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件決定に至る経過

(ア) 平成23年11月24日 母は、処分庁に対して法に基づく保護の開始申請を行った。

- (イ) 平成23年12月6日 処分庁は、請求人に対する保護の開始決定を行い、請求人、請求人の父（以下「父」という。）、母、請求人の妹3人の計6人世帯として申請日に遡り保護を開始した。
- (ウ) 平成25年9月7日 処分庁は、父が死亡したため、平成25年9月8日付けで父を世帯員から削除した。
- (エ) 平成27年2月9日 請求人がグループホームAに入居したため、同日付けで請求人を母世帯より削除し、転居後も引き続き保護を要する状態であったため、請求人の単身世帯として同日付けで保護を開始した。
- (オ) 平成28年5月16日 請求人は、グループホームAを退去し、グループホームBへ転居した。
- (カ) 平成29年1月13日 請求人は、平成28年7月分から同年11月分までの障害基礎年金計325,040円を遡って受給した。
- (キ) 平成29年1月26日 請求人は、自立更生に必要な物品を購入したい旨の計画届出書（以下「自立更生計画届出書」という。）を提出した。
- (ク) 平成29年2月10日 請求人は、障害基礎年金（2級）の受給を開始した旨の収入申告書を提出した。
- (ケ) 平成29年2月15日 請求人は、平成28年12月分及び平成29年1月分の障害基礎年金計130,018円を受給した。
- (コ) 平成29年2月20日 処分庁は、請求人が受給した平成28年7月分及び同年8月分の障害基礎年金計130,016円について、法第63条による返還決定をした。
- (サ) 平成29年2月24日 処分庁は、平成28年9月分から同年12月分までの障害基礎年金計260,033円を収入として認定し、本件決定を行った。
- (シ) 平成29年4月1日 請求人は、グループホームBを退去し、母世帯と同居を再開したため、請求人の世帯を保護廃止し、同日付けで請求人を母世帯の世帯員として保護を開始した。
- (ス) 平成29年5月21日 請求人は、本件審査請求を行った。

イ 弁明の理由

(ア) 収入認定は、法第4条において「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」の活用が求められていることから、最低生活の維持に充て得る金品は全て収入として認定することが原則である。

請求人が受給した障害基礎年金の収入認定については、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8-3-(2)-ア-ア(ア)によると、「恩給、年金、失業保険その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。」としている。

一方で、法の目的である自立助長の観点から、あるいは社会通念上の観点から収入認定することが適当でない場合もあり、①冠婚葬祭の祝儀香典、慈善的金銭等②弔慰金等③特定の者に対しその障害等に着目し、精神的な慰謝激励等の目的で支給されるもの④自立更生のために使われるもの、については、収入認定から除外される。「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)第8収入の認定3収入として認定しないものの取扱い。

請求人は「…自立更生のための物品を購入できることを、請求人の自立の糧にしようと思論んでいたが…」と主張するが、収入認定から除外される自立更正のために使われるものとは、次官通知第8-3-(3)-エによると「自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護者世帯の自立更生のためにあてられる額」とし、具体例としては「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第8-2(3)から(5)までに掲げられている。

(イ) 障害基礎年金は、国民年金法の規定による支給要件を満たすことにより受給されるものであり、収入認定の除外となる「自立更生を目的として恵与される金銭」ではない。さらに局長通知第8-2-(3)から(5)でも掲げられていないため、請求人の受給した障害基礎年金についてその実際の受給額を収入認定し、本件決定を行ったものである。

以上により、本件決定には、違法又は不当な点はなく、本件審査請求には理由がないため棄却されるべきである。

(2) 審理員が平成30年3月5日に受理した処分庁の再弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 収入認定について

請求人は、1 請求人の主張（2）アにおいて「…この通知は、例示する金銭以外を「自立更生を目的として恵与される金銭」から排除するものではないはずである。」と主張するが、その理由は全く述べられていない。この点における処分庁の主張は、前記（1）イで述べたとおりである。

イ 障害者に対する合理的配慮について

請求人は、1 請求人の主張（2）エにおいて「請求人に知的な障害があることに、何ら配慮なくされたことで、請求人を窮地に追い込み、最低生活すらできない状況を生み出したのであるから、障害者に合理的な配慮を求める憲法第14条およびすべての国民に最低生活を保障する憲法第25条に反するものである。」及び1 請求人の主張（3）イ（オ）において、「…請求人の障害特性を何ら考慮しないで、また、請求人への支援方針を熟知しながらそれに背く決定をすることは、障害者への合理的配慮を求める障害者差別禁止法第7条第2項に違反することは明白である。」と主張するが、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第7条第2項の合理的配慮とは、内閣府作成の障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針によれば、「合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。」とあり、その一例として、筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮等が挙げられている。その趣旨や例示からしても、合理的配慮がされていないことを理由に、法の規定に基づき行われた本件決定を取り消すべきであるというものではない。なお、処分庁はケース記録のとおり、請求人に対する支援方針について、グループホーム等と再三の話し合いの場を設けており、合理的な配慮なく行われたものではなく、憲法第14条及び第25条並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第7条第2項の規定に反するものではない。

（3）処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成29年1月26日付けのケース記録票には、「自立更生計画届出書の提出について。請求人が入所中のグループホーム職員が来所し、平成29年1月13日支給の障害基礎年金遡及支給分、325,040円のうち、200,000円について自立更生のための必要な物品の購入に充てたいとして、自立更生計画届出書の提出がなされた。（中略）検討の結果、障害基礎年金はその実際の受給額を認定するものであることから、今回提出された物品の購入に充てられるものではな

いこととなった。なお、請求人はグループホーム入居以降、半年以上生活しており、上記に記載の家具什器、衣類等について充足しているものである。」との記載がある。

イ 平成29年1月27日付けのケース記録票には、「請求人の入居するグループホーム職員より、請求人が20歳に到達したことによる障害年金の裁定請求の結果、障害基礎年金2級の受給を開始したとして、年金証書と年金支払通知書が提出された。平成28年7月～11月分325,040円が平成29年1月13日に支給され、平成29年2月に130,018円、平成29年4月に130,016円が支給されることになった。このため、遡及限度である平成28年11月1日付けで障害基礎年金2級 月額65,008円(平成28年9月～11月分)の認定を行い、平成29年2月1日付で月額65,009円への認定替え、平成29年4月1日付で月額65,008円への認定替えを行う。なお、遡及受給した325,040円のうち、収入認定できなかった平成28年7月～8月分130,016円については、後日法第63条による返還を求めるものとする。」との記載がある。

ウ 平成29年2月10日付けで処分庁が受理した収入申告書には、恩給、年金等による収入として、「障がい年金 2か月分 130,018円(平成29年2月)、2か月分 130,016円(平成29年4月)、5か月分 325,040円(平成29年1月)」との記載がある。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関

の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

- (3) 次官通知の第8の3の(2)のアの(ア)は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。」と定めている。
- (4) 局長通知の第8の1の(4)のアは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、6箇月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」と定めている。
- (5) 局長通知の第10の2の(8)において、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、(中略)当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。(この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行うことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行えば足りるものであること。)」と定めている。
- (6) 問答集の問13の6「費用返還と資力の発生時点」の答(1)は、「国民年金法第18条によると、年金給付の支給は「支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から」支給されることとなっているが、被保険者の裁定請求が遅れたり、又は裁定に日時を要した場合には、既往分の年金が一括して支給されることになる。つまり、年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなる。」と記している。
- (7) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。)の1の(2)は、遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて、「年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。そのため、遡及して受給した年金収入については、次のように取扱うこと。(ア)保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。①資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じ

ること②当該費用返還額は原則として全額となること③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと（イ）原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。」と記している。

2 本件決定について

(1) 障害年金（遡及年金）の取扱いについて

処分庁は、平成29年1月に請求人が受給した遡及年金（以下「本件遡及年金」という。）のうち、平成28年9月分から同年11月分の年金収入について、収入充当額の認定を変更すべき事由が事後に明らかになったものとして、受給月の前々月である平成28年11月から平成29年2月分の保護費の変更決定を行い、その結果生ずることとなる返納額について、同年3月から8月分までの保護費に収入充当額として計上する本件決定を行い（前記理由1（5））、収入充当処理ができない平成28年7月分及び8月分の年金収入について法第63条に基づく費用返還決定を行ったものと認められる。

しかしながら、遡及して支給されることとなった年金については、前記理由1（6）のとおり、法第63条の適用が優先されるべきであるとされているところである。

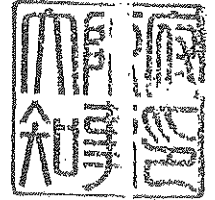
(2) 自立更生費の取扱いについて

請求人は、グループホームへの定着が請求人の自立に資するとして、本件遡及年金の一部について、グループホームでの生活に必要な物品の購入等に充てたいとする自立更生計画届出書（以下「自立更生計画」という。）を処分庁に提出したものと認められる。

これに対し、処分庁は、自立更生計画の内容が障害年金を収入認定するにあたり除外できる項目に該当しないため本件処分を行った旨主張しているが、本件遡及年金は、本来、法第63条を適用して処理すべきであることに留意が必要である。

前記理由1（7）のとおり、年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除するかどうかについては厳格な対応が求められているものの、「保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。」とされている。

しかしながら、本件遡及年金の一部を法第63条に基づき返還決定する過程においても、提出された自立更生計画が請求人世帯にとって真にやむを得ない理由により控除すべき費用であるかどうかについて、具体的な検討をした形跡は見当たらない。



(3) まとめ

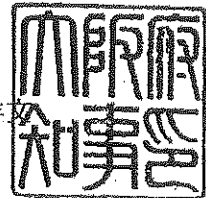
以上のとおり、本件決定に至る判断過程には瑕疵があるといわざるを得ず、取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年7月22日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。